

新婚子育て世帯・近居世帯入居支援制度申込書

福岡県住宅供給公社理事長 殿

年 月 日

申込者（賃貸借契約者）

氏 名

私は、公社賃貸住宅 団地 棟 号（後記 2 に記載されている制度の対象団地に限り）入居申込みにあたり、後記 3 記載の新婚子育て世帯・近居世帯入居支援制度の適用資格を満たしますので、必要書類を添え申し込みいたします。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、後記 4 記載の支援（家賃割引）を取り消されても異議がなく、また家賃割引相当額をただちに返還いたします。

記

1 申込みする入居支援制度（いずれかに☑）

☐ 新婚子育て世帯入居支援制度

添付書類

(1) 新婚世帯の場合

- ・婚姻日から 5 年以内の方・・・戸籍謄本
- ・事実婚の場合は、住民票にて「未届の配偶者」である旨並びに同居開始から 5 年以内であることを確認。
- ・パートナーシップ関係にある方の場合、都道府県知事または市町村長がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類（福岡県内で有効な書類）の写しにて「パートナーシップ関係」である旨並びに住民票にて同居開始から 5 年以内であることを確認。
- ・婚約中の方で、1 年以内に婚姻予定の方・・・申込様式 6「誓約書」

(2) 子育て世帯の場合

住民票（世帯主・続柄・筆頭者の記載があるもの）又は戸籍謄本

☐ 近居世帯入居支援制度

添付書類

- ・世帯関係の確認・・・戸籍謄本
- ・近居世帯の対象となる住宅の確認・・・住民票（※世帯主・続柄・筆頭者の記載があるもの）

近居世帯の対象となる方（ご記入ください。）

住所	
氏名	
電話番号	
申込者との関係	祖父母世帯・親世帯・子世帯・孫世帯

2 入居申込みする団地（制度の対象団地）（いずれかに☑）

ただし、リノベーション住宅は制度の対象外。福岡地区は 4 階、5 階の住宅のみが対象。

福岡地区		北九州地区		筑後地区	
☐ 舞松原	東区	☐ 観音山	門司区	☐ 安武	久留米市
☐ 小笹（52～55 棟）	中央区	☐ 日豊	小倉南区	☐ 高良内	久留米市
☐ 西長住	南区	☐ 浅川	八幡西区	☐ 合川	久留米市
☐ 壱岐	西区	☐ 本城西	八幡西区	☐ 大板井	小郡市
☐ 京町	筑紫野市	☐ 本城中央	八幡西区		
☐ 京町第二	筑紫野市	☐ 星ヶ丘	中間市		
☐ 紫	筑紫野市				
☐ 紫第二	筑紫野市				
☐ 下大利	大野城市				
☐ 都府楼	太宰府市				
☐ 東福岡	福津市				

裏面に続きます。

(裏面)

3 入居支援制度の適用資格 (いずれかに☑)

□ 新婚子育て世帯

通常の申込資格を満たし、入居申込時点において、次のいずれかに該当する方の世帯。

(1) 新婚世帯

申込者及びその配偶者(事実婚及びパートナーシップ関係にある方並びに婚約者を含む。)の年齢の合計が80歳以下である方で、次のアからウのいずれかに該当する方の世帯。

ア 婚姻日の場合：婚姻日から5年以内の方。

イ 事実婚またはパートナーシップ関係にある方の場合：同居を開始した日から5年以内の方

イ 婚約の場合：婚約中の方で、1年以内に婚姻予定の方。

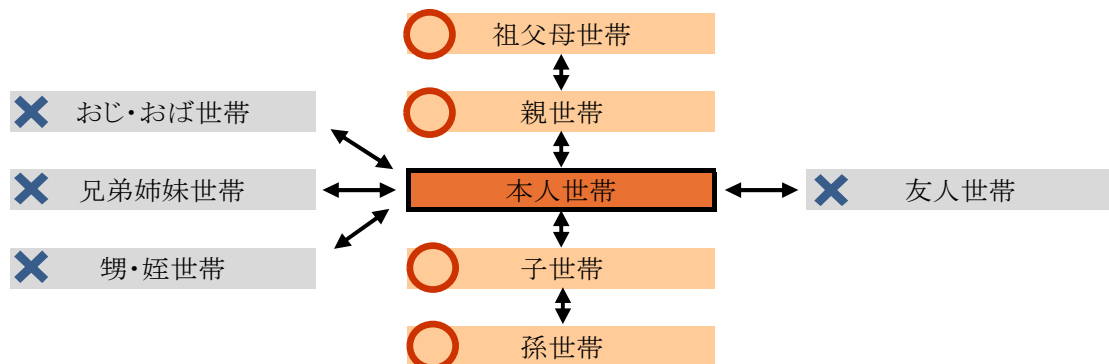
(2) 子育て世帯

18歳未満の子(18歳となった年度末までの子を含む。)がいる方の世帯。(「子」には、孫、甥、姪等の親族を含む。)

□ 近居世帯

通常の申込資格を満たし、入居本申込時点において、次の全てに該当する方の世帯。

(1) 下図・○印(直系血族)の世帯と近居する方の世帯。



(2) 半径 15 km以内(直線距離)に近居する場合における公社住宅に新規入居する方の世帯。 (同一公社団地内の近居、公社団地と公社団地の近居(15km以内)、公社団地と公社団地以外の近居(15km以内))

4 入居支援制度の内容

支援の内容	10年間、月額家賃から10,000円を減額します。 ※ただし、月額家賃4万円以下の住宅は、割引後家賃が一律3万円となります。
家賃割引 適用期間	10年間(※)割引を適用します。 (※契約日から10年目の契約応当日が属する月の末日まで)
敷金	割引前家賃の1か月分をお支払いいただきます。
契約方法	入居月の日割り日数に10年を加えた期間の定期賃貸借契約を締結します。 ※定期賃貸借契約は契約期間の満了により終了し、更新はありません。
再契約	10年後、公社が再契約を行う意向がある場合に限り、再契約が可能です。 ※家賃等に滞納がある場合は不可。その他、契約内容に反する行為があった場合等も不可。 ※通常の入居審査を行い、入居資格を満たす場合は、再契約時における新規入居の契約方法による賃貸借契約(普通賃貸借契約または定期賃貸借契約)を締結します。 ※家賃等1年分を一括前納する場合は、1年間の定期賃貸借契約を締結します。その場合、以降の再契約の際は、11年目の契約締結時と同様の手続きが必要となります。

以上